

声明・資料

1 ユネスコ「世界の記憶」への慰安婦資料登録に 反対する緊急声明

2017-09-26

ユネスコは今、8カ国のNGOらが申請した慰安婦に関わる文書を「世界の記憶」に登録しようとしている。私たちはこれに強く反対し、もし登録が強行された場合にはユネスコ分担金支払いの中止を政府に求める。

私たちはこれまで様々な形で同申請の問題点を指摘してきた。わが国政府も登録に当初から反対してきた。それにもかかわらず登録小委員会（RSC）は、同申請を国際諮問委員会に登録の勧告をした可能性が高い。10月下旬の国際諮問委員会（ICA）がその推薦を却下しないなら、ユネスコはわが国に敵対しているとみなさざるを得ない。そのような不幸な事態にならないようにユネスコ関係者は以下の反対理由と真剣に向き合って頂きたい。

1 申請文書が非公開で当該国である日本の学者や関係者との協議が一切無い

ユネスコは一昨年、学術的な批判を許さない形で一方的に「南京大虐殺」の文書の登録を強行した。そのあり方が批判され、制度改革の議論が進んでいるにもかかわらず、今回も8カ国のNGOらは事前にはもちろん申請後にも同事案の当事者の一つである日本国政府及び日本の学者らとの協議を拒否している。彼らは、今回、同じ慰安婦に関わる登録申請をしたわが国のNGO「なでしこアクション」などとの協議さえ拒否している。

2 「性奴隷」「ホロコーストに匹敵」など偏った見解を有する団体による申請

申請を行ったNGOは慰安婦を「性奴隷」としている。これはわが国政府の立場に反するばかりでなく、多くの日本の学者や韓国、米国の有力学者の見解に反する偏った見方だ。慰安婦らは報酬を得、それによって借金を返し、多額の貯金や送金を行った者もいた。所有権の対象である「奴隷」ではなかった。

また、彼らは「慰安婦制度」を「ホロコースト」に匹敵する戦時の悲劇であると主張している。悪意を持った誹謗中傷だ。この点に関し、あるユダヤ系団体は、そのような表現は「ホロコースト」の意味をねじ曲げていると訴えている。

3 日韓両政府の合意に反対する反政府運動体による政治的申請

彼らは平成27年の慰安婦問題に関する日韓合意に反対している。日本と韓国両国政府の外交合意を否定する偏った政治的立場に立つ反政府運動団体が、自らの運動の記録などを「文化遺産」としてユネスコに登録させようとしているのだ。これが登録されれば、世界中の反政府団体の運動の記録の申請が殺到する異常事態が起きかねない。

平成29年9月26日

歴史認識問題研究会 会長 西岡 力
副会長 高橋 史朗

2 「世界の記憶」日本軍「慰安婦の声」 共同申請登録に反対する日本の学者声明

2017-10-16

日本の学者100名の声

ユネスコの「世界の記憶」に8カ国が共同申請した「日本軍『慰安婦』の声」資料について、仮に登録小委員会（RSC）が2015年の「南京大虐殺」文書に続き、国際諮問委員会（IAC）に登録を勧告したのであれば、私たちは以下の通り、異論がある。従ってIACにおかれては、審査に及ぶことなく、関係者に対話の機会を提供するよう要請したい。何故なら「世界の記憶」事業は、加盟国間の友好と相互理解の促進を旨とするユネスコの下で実施されており、対立のもととなる事実には必ず対話の機会が提供されるべきだからである。

まず手続き上の問題点について指摘したい。

第一に、ユネスコは2015年、学術的批判があるにもかかわらず、IACがRSCの勧告を鵜呑みにして「南京大虐殺」文書の登録を強行した。登録された同文書は未だに公開されていないことは「世界の記憶」事業の根幹にかかわる由々しき事態である。今回の共同申請についても当事者である日本の学者・民間団体との協議を拒否している。

政治的濫用から「世界の記憶」事業を保護するのに必要な枠組みとして、疑義が呈された申請案件の扱いで合意が得られない場合、関係団体の対話を継続すること等を明記した制度改革の最終報告を踏まえて、共同申請された米国立公文書館（NARA）所蔵文書と同一の文書が含まれる「慰安婦と日本軍規律に関する記録」文書の登録をユネスコに申請した日本の保守系団体が、8月23日に共同申請側との協議を要請する公開状を発出したものの、公開状に対する誠意ある回答がない。

第二に、ユネスコ事務局は4月10日付けのメールで、「政治的案件」について登録小委員会の予備的勧告を申請者に伝達し、同案件の一つである日本の保守系申請団体に対しては、「歴史の審判や解釈を行うものではない」「申請書の文言が主観的」「特定のユネスコ加盟国に対する特定の主張が含まれる」「現在の日本政府の決定に影響を与えかねない」「所有者の同意取り付けが必要」と勧告したが、8カ国の共同申請にも同様の問題点があり、日本の申請団体のみに勧告し、共同申請側を不問に付すのは二重基準と言わざるを得ない。

次に、共同申請資料の内容の具体的問題点について指摘したい。

第一に、申請書の要旨の冒頭に明記されている「慰安婦とは日本軍によって性奴隷を強制された婦女子」という定義は不適切である。ベトナム戦争時の性暴力や朝鮮戦争時の韓国軍慰安婦などは不問に付し、「日本軍慰安婦」を特別視し、その徴募方法について具体的証拠を示さずに強制性を強調し、慰安婦と性奴隷を同一視していることは歴史的事実に反する。

米政府が7年の歳月と3千万ドルを費やして、CIA、FBIなどの省庁間作業部会が840万ページの機密資料を調査したが、慰安婦の強制連行や性奴隷化を裏付ける米政府・軍の文書は皆無であった。

第二に、8カ国の共同申請と日本の保守系申請団体の両者が登録申請したNARA所蔵文書には、共同申請が主張している「性奴隷」「強制的」「少女」ではないことを立証する史料が混在している。同文書によれば、慰安婦には報酬を得、それによって借金を返し、多額の貯金や送金を行った者もいた。所有権の対象である「奴隷」ではなかった。日本軍慰安婦は「性奴隷」というのは、多くの日本の学者や米韓の有力学者の見解に反するものである。

第三に、共同申請された英「帝国戦争博物館（IWM）」所蔵文書（30点）に含まれているマンダレー駐屯地慰安所規定は、慰安婦は「公娼」であったことを示しており、申請された写真や英軍兵士の証言も「世界の記憶」の登録選考基準である「真正性」の規定に反するものである。目撃した具体的日時・場所・人を示すべきオリジナルな第一次史料が不明であるが故に信憑性が薄い。同証言には朝鮮戦争時にオーストラリア軍によって運営されていた慰安施設を日本軍の慰安施設「芸者ハウス」としたり、朝鮮戦争時の仁川の売春宿や中国国民党占領地域の売春についての証言が混在している。いずれも「性奴隷を強制された」という共同申請の主張を立証するものではない。

第四に、共同申請が日本軍の慰安婦制度を「ホロコーストに匹敵する戦争悲劇」と主張しているのは、悪意に満ちた誹謗中傷である。この点に関して、カナダ・イスラエル友好協会は2016年10月16日、ユネスコに意見書を提出し、そのような表現は「ホロコースト」の意味を捻じ曲げていると訴え、「ユネスコは、設立当時の原則を踏みにじり、最も攻撃的な加盟国の政治課題や目的を他の加盟国に強要する道具になってしまった」と批判している。

第五に、日韓両政府の外交合意を否定する反政府運動団体が自らの活動資料を「世界の記憶」として共同申請している。また、元慰安婦の絵などの申請が指摘されているが、これらは「世界の記憶」にふさわしい資料ではない。「世界の記憶」の一般指針2.6.2において、「絵画や三次元人工物、美術品等といった再現不可能な『オリジナル』としてデザインされた品目それ自体は（記録遺産から）除外される」と規定しているからである。にもかかわらず、これらが登録されれば、無用な対立と混乱を惹起し、世界中の反政府団体の活動資料の申請が殺到する異常事態が起きかねない。

第六に、共同申請は慰安婦少女像の「平和のシンボル」としての世界的意義を強調しているが、実際には、日系子女へのいじめなどの地域社会における様々なコミュニティーの平穏な共生が妨げられる事例が生じ、「紛争のシンボル」と化している。

IACにおかれては、以上の論点の重要性をご理解いただき、共同申請については審査に入る前に、必ず関係者に対話の機会を提供するよう強く要請したい。

「世界の記憶」日本軍「慰安婦の声」共同申請登録に反対する日本の学者の会
2017年10月20日現在、呼びかけ人と賛同者合計103名

呼びかけ人

伊藤	隆	東京大学名誉教授
田中	英道	東北大学名誉教授
渡辺	利夫	前拓殖大学総長
高橋	史朗	明星大学特別教授
西岡	力	麗澤大学客員教授

賛同者

青柳	武彦	元国際大学教授	新井	耕一郎	愛知学院大学教授
荒木	和博	拓殖大学教授	有馬	哲夫	早稲田大学教授
池井	優	慶應義塾大学名誉教授	磯前	秀二	名城大学教授
市村	真一	京都大学名誉教授	伊藤	憲一	元青山学院大学教授
稲村	公望	元中央大学大学院客員教授	潮	匡人	東海大学講師
海上	知明	東京経済大学教授	馬田	啓一	杏林大学名誉教授
梅澤	昇平	元尚美学園大学教授	梅原	克彦	元国際教養大学教授
占部	賢志	中村学園大学教授	エドワーズ	博美	メリーランド大学講師
恵谷	治	元早稲田大学客員教授	呉	善花	拓殖大学教授
大岩	雄次郎	東京国際大学教授	大原	康男	國學院大學名誉教授
大森	弘	元八洲学園大学客員教授	緒方	哲也	東京国際大学専任講師
岡本	幸治	大阪国際大学名誉教授	小川	令	日本医科大学教授
長田	五郎	横浜市立大学名誉教授	長田	三男	元早稲田大学教授
小山	和伸	神奈川大学教授	貝塚	茂樹	武蔵野大学教授
勝岡	寛次	明星大学戦後教育史研究センター	加藤	秀治郎	東洋大学名誉教授
金岡	秀郎	国際教養大学特任教授	川久保	剛	麗澤大学准教授
北村	稔	立命館大学教授	キンモンス	アール	大正大学名誉教授
久野	潤	名城大学講師	久保田	信之	学習院女子大学名誉教授
久保田	るり子	國學院大學客員教授	黒田	耕成	広島大学名誉教授
慶野	義雄	平成国際大学名誉教授	小林	宏晨	日本大学名誉教授
小林	路義	鈴鹿国際大学名誉教授	小堀	桂一郎	東京大学名誉教授
古森	義久	麗澤大学特別教授	小山	常実	大月短期大学名誉教授
坂本	正弘	元中央大学教授	佐瀬	昌盛	防衛大学名誉教授
篠原	敏雄	国土舘大学教授	柴	公也	熊本学園大学教授
澁谷	司	拓殖大学教授	島田	洋一	福井県立大学教授
下條	正男	拓殖大学教授	杉原	誠四郎	元城西大学教授
須藤	鎮世	就実大学名誉教授	高木	桂蔵	静岡県立大学名誉教授
高原	朗子	熊本大学教授	高森	明勅	国学院大学講師
高山	正之	元帝京大学教授	田久保	忠衛	杏林大学名誉教授
竹田	恒泰	皇學館大學講師	竹本	忠雄	筑波大学名誉教授
崔	吉城	広島大学名誉教授	鄭	大均	首都大学東京名誉教授
土井	郁磨	亜細亜大学非常勤講師	富岡	幸一郎	関東学院大学教授

富田 庸	英ベルファースト・クイーンズ大学教授	豊島 典雄	元杏林大学教授
中田 雅敏	八洲学園大学教授	西 修	駒澤大学名誉教授
西尾 幹二	電機通信大学名誉教授	西村 幸祐	関東学院大学講師
新田 均	皇學館大学教授	長谷川 三千子	埼玉大学名誉教授
秦 郁彦	元日本大学教授	浜谷 英博	三重中京大学名誉教授
原田 博夫	専修大学経済学部教授	東中野 修道	亜細亜大学教授
樋口 隆一	明治学院大学名誉教授	平川 祐弘	東京大学名誉教授
平間 洋一	元防衛大学教授	福井 雄三	東京国際大学教授
福田 逸	明治大学教授	福地 惇	高知大学名誉教授
藤井 巖喜	拓殖大学非常勤講師	藤岡 信勝	拓殖大学客員教授
古田 博司	筑波大学教授	ペマ ギャルポ	拓殖大学教授
松井 嘉和	大阪国際大学名誉教授	松浦 光修	皇學館大学教授
馬淵 睦夫	吉備国際大学客員教授	宮原 悟	名古屋女子大学教授
宮脇 淳子	元東京大学非常勤講師	百地 章	日本大学名誉教授
八木 秀次	麗澤大学教授	矢野 義昭	岐阜女子大学客員教授
山下 英次	大阪市立大学名誉教授	吉田 好克	宮崎大学教授
吉田 頼且	拓殖大学名誉教授	吉原 恒雄	元拓殖大学教授

3 ユネスコ世界の記憶 国際諮問委員会 発表

2017-10-30

国際諮問委員会（IAC）は「ユネスコ世界の記憶・国際登録」に78件の新規申請を推挙します。

International Advisory Committee recommends 78 new nominations on the UNESCO Memory of the World International Register

該当箇所抜粋

さらに、加盟国は事務局長、IACメンバーおよび全ての「世界の記憶」関係者に対し、対話の原則に準じ、相互理解と尊敬に基づき、「世界の記憶プログラム」に関してこれ以上政治的緊張が高まることを避けるよう要請しました。

In addition, Member States called upon the Director-General, the members of the IAC, and all stakeholders of the MoW Programme to abide by the principles of dialogue, mutual understanding and respect and to avoid further political tensions concerning the MoW Programme.

2017年10月16日の会議で下されたユネスコ役員会議(202 EX/PX/DR 15.8, item 15)の決定に基づいて提出された提案の中で、IACは事務局長に対し、「慰安婦の声」と「慰安婦と日本軍規律に関する証拠文書」の申請者および関係者間の対話を設定することを提案しています。IACはさらに、すべての関連書類が共同申請されることを視野に入れて、都合の良い場所と時間を設定することを提案します。

In its recommendations to the Director-General, “the International Advisory Committee of the Memory of the World Programme, following the decision of the Executive Board of UNESCO in its meeting on 16 October 2017 (202 EX/PX/DR 15.8, item 15), recommends to the Director-General that UNESCO facilitates a dialogue among the nominators of the nominations “Voices of the ‘Comfort Women’” and “Documentation on ‘Comfort Women’ and Japanese Army discipline” and concerned parties. The IAC also recommends setting a place and time convenient to the parties for this dialogue, with a view to leading to a joint nomination to encompass as far as possible all relevant documents.”

4 ユネスコ「世界の記憶」への慰安婦資料登録 見送りを歓迎する歴認研声明

2017-10-31

ユネスコは、8カ国のNGOらが申請した慰安婦に関わる文書の「世界の記憶」登録を見合わせた。ユネスコが30日ホームページで発表したところによると、国際諮問委員会(ICA)が「関係国の対話が必要だ」と勧告し、ボコバ事務局長がそれにしたがって登録を見送ったという。登録に反対してきた日本の学者の立場から、私たちはこれを歓迎する。

私たちは学者として、これまで様々な形で同申請の問題点を指摘してきた。また、保守系NGOの皆様も多くの努力をしてきた。わが国政府も登録に当初から反対してきた。今回の見送り決定はそれら官民の努力の成果と言える。関係者の努力に敬意を表したい。

ここで、あらためて私たちが登録に反対した主な理由を挙げておく。

- 1 申請文書が非公開で当該国である日本の学者や関係者との協議が一切無い
- 2 「性奴隷」「ホロコーストに匹敵」など偏った見解を有する団体による申請である
- 3 日韓両政府の合意に反対する反政府運動体による政治的申請である

残念ながら、これまでユネスコやそれ以外の国連関連機関は、偏った見解を持つ団体による反日プロパガンダ拡散の場になってきた。それを放置してきたわが国外交当局の責任は重い。今回の成果を踏まえて、わが国の名誉を守るために反日プロパガンダに対してはきちんと反論するという姿勢を強化していくことを求める。

私たちが昨年、本研究会を結成したのも、国際社会に拡散する反日プロパガンダと戦うためだった。研究会結成以前から、私たちは本問題に取り組んできた。その意味で、今回の決定は本研究会にとって意義あることだった。これからも、本研究会は民間の立場から反日プロパガンダと戦う活動を続けていく。

平成29年10月31日

歴史認識問題研究会

会長 西岡 力

副会長 高橋 史朗

5 「ユネスコ世界の記憶」発表に対する 日米4団体の声明文

2017-10-31

2017年10月30日、ユネスコ「世界の記憶」は、私たち日米4団体、慰安婦の真実国民運動（日）、日本再生研究会（米）、メディア報道研究政策センター（日）、なでしこアクション（日）が「世界の記憶」に申請した「慰安婦と日本軍の規律に関する文書」について登録判断を保留し、「慰安婦の声」申請者との対話を促すと発表しました。これについて以下の通り私たちの声明を発表いたします。

今回のユネスコの判断は私たちの主張の存在を認めたものであり、国際機関としては画期的なできごとであると私たちは受け止め歓迎いたします。ユネスコの促す対話に私たちは喜んで応じます。

ご承知の通り、慰安婦に関しては二つの申請がなされていました。一つは私たち日米4団体が申請した「慰安婦と日本軍の規律に関する文書」、もう一つは8か国連合が申請した「慰安婦の声」です。

この度の発表によると国際諮問委員会は、二つの申請を政治的対立案件と認識し、现阶段では審査しえないと判断したようです。

「慰安婦問題」については過去いろいろ複雑な経緯がありましたが、組織的な「強制連行」や「性奴隷」を裏付ける資料は発見できず、強制連行を自白した著作物も著者による作り話であったことが判明しています。

これは、日韓政府が行った合同調査や米国議会が長年かけて行った独自の調査により明らかになったものです。これらの調査により、「慰安婦」とはいわゆる戦時における風俗業従事女性であることが再確認されました。更に慰安所においては厳しい衛生管理、品性を保つことを兵士及び慰安所側双方に求めた規則の記録も発見されています。

このような調査結果から、私たちは「慰安婦制度」を軍専用の公娼制度と位置づけ、その調査結果の元になった公文書を「世界の記憶」として登録申請いたしました。

一方、8か国連合は「慰安婦制度」を「性奴隷制度」であったと主張し申請いたしました。

一連の事前審査過程の中で私たちは「河野談話」が検証作業の結果、極めて政治的な妥協であったことを説明いたしました。ユネスコはこの点も踏まえ、「政治的対立案件」と判断したものと思われま。

なお、二つの慰安婦申請は全く両立しえない主張となっているにもかかわらず、それを裏付ける資料として同一文書がそれぞれの申請に含まれています。また、8か国連合申請には「ホロコースト」といった極めて不適切な表現等が散見されます。

そこで、私たちは両者間での対話が必要であることをユネスコに訴えてきました。こうした対話が行われればお互いの資料の検証が可能になり、慰安婦問題の調査研究に貢献するものと考えます。

現在ユネスコでは制度改革が進行中で、改革の重要な柱として、ユネスコを政治的目

的のために利用させない、申請案件に問題が生じた場合はその解決の手段として関係者間での対話を基本とすることが盛り込まれています。

10月16日に行われたユネスコ執行委員会第202セッションにおいても、ユネスコの基本精神は対話と相互理解であり、この基本精神を遵守するよう、ユネスコ事務局長、国際諮問委員会等に要請しています。

これらの状況を踏まえると、この度のユネスコの判断は極めて妥当なものと考えます。今後、ユネスコ「世界の記憶」事務局が関係者の対話の実現に向けて適切な対応を取ることを望みます。

以 上

平成29年10月31日

「慰安婦と日本軍の規律に関する文書」申請	日米4団体
慰安婦の真実国民運動	代 表 加瀬 英明
日本再生研究会	代 表 目良 浩一
メディア報道研究政策センター	理事長 小山 和伸
なでしこアクション	代 表 山本 優美子

6 ユネスコの登録保留に対する、国際連帯委員会の見解

2017-10-31 (原文韓国語・翻訳 西岡 力)

1. 8ヶ国14団体で構成された日本軍‘慰安婦’記録物ユネスコ世界の記憶遺産共同登録のための国際連帯委員会（以下国際連帯委員会）は2016年5月英国王立戦争博物館と共に<日本軍‘慰安婦’の声>という名称で、関連記録物2,744件をユネスコ世界の記憶遺産登録に共同申請した。登録許可機関19機関を合わせると10ヶ国34機関、2人の個人が申し込んだユネスコ世界の記憶遺産の歴史上最も大規模な申請という理由でも、ユネスコ関連専門家から良い評価を受けた。
2. ユネスコの登録過程は登録申請後、専門家で構成された登録小委員会（RSC）の1次検討を経てユネスコ世界の記憶遺産国際諮問会議（IAC）で最終検討をすることになる。IACは検討結果をユネスコ世界の記憶遺産事務局長に提出して、これを土台に事務局長が最終決定をすることになる。
3. 私たちが登録申請した日本軍‘慰安婦’記録物は第2次世界大戦当時の日本軍‘慰安婦’制度に関する公文書資料、その制度によって被害をこうむった被害者が1990年代自身の声で話した被害者証言および関連資料、それに共感した各国市民らと国家が被害者を理解して行った彼らの人権回復運動関連資料を登録申請したのだ。今回の申請書は日本を非難したりさげすむためのものでなく、20世紀の悲劇の歴史を21世紀の人々がどのように克服して行ったのかに対する記録物であり、女性の人権回復に関する国際的記録物に関することだ。
4. 2014年、中国が先に関連公文書資料を中心に単独登録申請した時、IACは“慰安婦登録記録物は登録基準に外れてはいないが、被害国との共同登録を推進すること”を勧告したことがある。そしてその勧告により、国際連帯委員会に中国も合流して共同登録を進めてきた。
5. 2016年2月、RSCの検討結果も“代替不可で唯一の (irreplaceable and unique)” 資料という高い評価を受けた。しかし、同時に“ユネスコ世界の記憶遺産は歴史的事実を評価するのではなく、資料の保存価値を判断することであるから日本軍‘慰安婦’被害をホロコーストとカンボジアのジェノサイドに比較する文章は修正することを望む”という勧誘を喜んで受け入れて修正提出した。その後には他のどんな要求もなかったために当然、登録は可能だろうと私たちは予測してきた。
6. 私たちが登録申請した後に、日本は日本軍‘慰安婦’関連記録物の登録を防ぐためにとうてい文化先進国ということができないほどの暴力的行為をしてきた。日本に有利なように関係規定を変えるように執拗に要求したり、分担金を出さなかったりユネスコから脱退するという脅迫をしてきた。分担金1位（22%）のアメリカがユネスコ脱退を宣言して、2位（9.68%）の日本が分担金未納、脱退ということで脅迫すれば、関係者がユネスコ世界の記憶遺産自体が瓦解する可能性を心配しないわけにはいなくなるのは当然のことだ。専門性だけで記録物を判断しなければならないユネスコ世界の記憶遺産も、事業の存立問題からは自由でなかった。

7. この間日本政府は“異見の余地がある登録申込書（Questioned Nomination）は当事者間対話”を通じて解決するようにしなければならないという論理で事実上、慰安婦関連記録物の登録阻止のための水面下作業をしてきた。日本は第202回ユネスコ執行理事会で“世界の記憶遺産国際諮問会議運営規定の改正案”の承認を通じてこのような“対話”義務化規定の挿入を試みた。しかし、これがうまくいかないと、その代わりに執行理事会の決議文に“世界の記憶遺産事業と関連してユネスコ事務総長、国際諮問委員、関連当事者全員に対して、政治的緊張を回避して対話、相互理解および尊重の原則を遵守するように促す。”という文言を追加させ、結局、この文言が今回の国際諮問委員会の対話勧告決定に口実を提供した。
9. [ママ、8項が欠落・訳註] 登録申請された資料に対して対話を促せということは、すでに歴史解釈に介入した結果だと見なされるべきだ。ユネスコは自身が作った定款に自らが違反する結果を招いた。慰安婦問題は詳しい内容に関係なく [原文にないが意味が通じないのでこの「なく」という語を訳者が補った] 日本軍が戦争遂行する中で広範囲な女性の人権を侵害したということは明らかな事実だ。もし日本から細部事項に対する異見を提出されたとしても、基本的に事実を証明する文書の登録が保留されたことは納得しがたい。
10. 今後“世界の記憶遺産関連規定”改正案に反映されると予想される“当事者間の対話”条項は、植民地被害、戦争被害、国家暴力被害と関連した記録物のユネスコ世界の記憶遺産登録の大きな障害物になると憂慮される。植民地被害関連記録物は宗主国と対話しなければならなくなり、戦争被害、国家（政権）暴力被害などは加害者と対話しなければならないという意味だ。もし規定が適用されたとすれば、現在登録されている奴隷関連記録物、5.18民主化運動 [1980年5月の韓国の光州事件、学生運動が武器を取って戒厳軍と戦った事件・訳註] のような国家（政権）被害記録物は登録されることができなかつただろう。この条項が追加されれば、今までユネスコ世界の記憶遺産が堅持してきた、“消失の可能性”がある記録物を保存するという非常に基礎的な理念を捨てることと変わらない。

これに対し私たちは日本軍‘慰安婦’関連記録物がユネスコ世界の記憶遺産で“本質に忠実で、正しく”登録されるまで次のような活動を継続するだろう。

第一に、国際連帯委員会はユネスコ世界の記憶遺産事務局の勧告に従い、忠実に対話に臨むだろう。ただし、ユネスコはすべての政治的要因を排除して、ユネスコ世界の記憶遺産の登録基準に合わせて、客観的に対話を導いていくことができるプロセスを明確にさせなければならない。

第二に、国際連帯委員会は世界他の国々とも連帯して、今回日本政府が行ったユネスコに対する不当な圧力行為を調査して、その事実を世界に広く知らしめるとのと同時に、ユネスコ世界の記憶遺産がどちらか一つの国家や政治勢力によって動揺せず客観的な立場を堅持することができるように監視し牽制する。